

70歳から74歳の方の医療機関にかかるときの窓口負担が見直されます

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

70歳の誕生月の翌月から医療費の 窓口負担が **2割** になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

対 象 者	平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方 (誕生日が昭和19年4月2日以降の方)
2割となる時期	70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から (例)平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。
ご 注 意	一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年4月以降も医療費の 窓口負担は **1割** のまま変わりません

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)

・平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対 象 者	平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方 (誕生日が昭和19年4月1日までの方)
ご 注 意	一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。
(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳までと比べて上限額が下がります。)

高齢受給者証の更新について

今回の措置に伴い、4月1日からご使用いただく新しい高齢受給者証を3月下旬に対象者の方々にお送りしています。

医療機関にかかるときは、保険証と一緒に窓口に提示してください。